

事故繰越しの承認のあった補助事業に係る手続等について

1 今後のスケジュール

日 付	手続・提出書類等
令和4年 5月9日(月)	辞退連絡の期限
5月20日(金)	「支払請求書」等提出期限(様式は下記3のとおり)
6月15日(水)	「実績報告書」等提出期限(様式は下記4のとおり)
7月上旬	送金(予定)

2 支払請求を辞退する場合の手続

支払請求を辞退する場合は、令和4(2022)年5月9日(月)までに3ページに記載の支払担当宛てに電話又はメールで連絡してください。別途、請求辞退の様式を送付します。

3 支払請求書の作成及び提出

令和4(2022)年3月31日付け学振助一第1233号日本学術振興会理事長通知に基づき、以下の様式を日本学術振興会のホームページ

(<https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) からダウンロードして作成の上、令和4(2022)年5月20日(金)までに3ページに記載の支払担当宛てに提出してください。提出に当たっては、以下をご参照ください。

奨励研究：電子申請システム(URL：<https://www-shinsei.jps.go.jp/kaken/shourei/index.html>)にてアップロードして提出してください(参考1参照)。

研究成果公開促進費：日本学術振興会が設ける提出専用Webページ

(URL：https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/10_link/elc_sub_kojin_etc_login.html)を通じて提出してください(参考2参照)。

○研究種目ごとの支払請求書等の様式について

研究種目名	様式
奨励研究	○「令和2(2020)年度科学研究費補助金の請求について」(別添様式) ○「科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(奨励研究)振込口座届(個人管理用)」(様式A-35-2)
研究成果公開促進費(研究成果公开发表、国際情報発信強化)	○「令和2(2020)年度科学研究費補助金の請求について」(別添様式) ○「令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)振込銀行口座届」(様式A-55)

4 翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

繰越しの承認のあった補助事業については、「翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書(以下「実績報告書(年度終了)」という。)」を作成する必要がありますので、令和4(2022)年6月15日(水)までに3ページに記載の実績報告担当宛てに提出してください。

なお、実績報告書(年度終了)の作成年月日は、令和4(2022)年3月31日以降提出日

までの日付として提出してください。提出に当たっては、以下をご参照ください。

奨励研究：電子申請システム（URL：<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/shourei/index.html>）にてアップロードして提出してください（参考1参照）。

研究成果公開促進費：日本学術振興会が設ける提出専用 Web ページ

（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/10_link/elc_sub_kojin_etc_login.html）を通じて提出してください（参考2参照）。

○研究種目ごとの実績報告書（年度終了）の様式について

研究種目名		実績報告書（年度終了）の様式
奨励研究		<ul style="list-style-type: none"> ○様式C-32-3（実績報告書（収支決算報告書）（3）） ○様式C-39-1（収支簿（個人管理用））の写し ○様式C-39-2（収支証明書類）の写し ○補助金専用の預金通帳の写し ※「表紙」及び「1ページ目から令和4（2022）年3月31日までの全ページ」 ※銀行口座の解約は不要です。
研究成果公開促進費	研究成果公开发表（C） 【準備及び開催経費】	<ul style="list-style-type: none"> ○様式C-60-4（実績報告書（2）） ○様式B-51-8（収支簿）の写し ○補助金専用の預金通帳の写し ※①通帳の表紙、②銀行支店名・口座番号等の記載されたページ、③金額の明細（補助金の受領から、補助事業を開始した年度の3月31日時点（繰越しに伴う補助金の返還が4月1日以降の場合は補助金返還日）までの全ページ）
	国際情報発信強化	<ul style="list-style-type: none"> ○様式C-60-5（実績報告書（2）） ○様式B-51-9（収支簿）の写し ○補助金専用の預金通帳の写し ※①通帳の表紙、②銀行支店名・口座番号等の記載されたページ、③金額の明細（補助金の受領から、補助事業を開始した年度の3月31日時点（繰越しに伴う補助金の返還が4月1日以降の場合は補助金返還日）までの全ページ）

注1 繰越しの承認のあった補助事業の完了後には、別途、「令和2（2020）年度に使用した分及び「令和3（2021）年度中に使用した分」と「令和4（2022）年度に繰り越して使用した分」を合わせた実績報告書（様式C-32-1等）を作成し、令和5（2023）年5月31日（水）までに提出する必要があります。

注2 奨励研究について個人管理から機関管理に変更になる等の変更が発生している場合は、別途、手続きが必要となりますので、3ページに記載の実績報告担当宛てに電話で連絡してください。

5 各種変更手続

令和4（2022）年度に繰り越した補助金も令和2（2020）年度科学研究費補助金であるため、各種申請等についても令和2（2020）年度の様式により手続を行う必要があります。

6 その他留意事項

「令和4（2022）年度に繰り越した令和2（2020）年度科学研究費補助金」、「令和4（2022）年度に繰り越した令和3（2021）年度科学研究費補助金」と「令和4（2022）年度科学研究費補助金」を合算して使用することはできません。

<本件担当>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会

【支払担当】

研究事業部研究助成第一課研究助成第二係

電 話：03-3263-0164

E-mail：kurikoshih@jpsps.go.jp

【実績報告担当】

○奨励研究について

研究事業部研究助成第一課総務企画係

電 話：03-3263-0976、0980

E-mail：shourei@jpsps.go.jp

○研究成果公開促進費について

研究事業部研究事業課研究成果公開促進費係

電 話：03-3263-4926、4920

E-mail：seikakoukai@jpsps.go.jp